

別記様式第二十二の五(第三十七条の四関係)

5

7

運 転 禁 止 処 分 票

この 国際運転免許証
外国運転免許証 の所持者は、日本国における自動車等の運転を次の期
間次の理由により禁止された。

期 間	
理 由	

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。